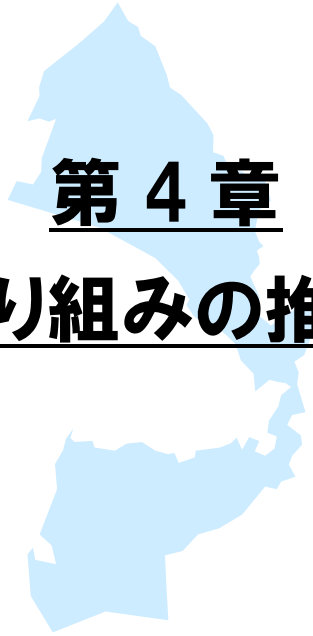

第 4 章
取り組みの推進

▶「第 4 章　取り組みの推進」の見方

▶沼津市環境基本計画の体系図

▶4-1　環境と産業が共生し　発展するまち
- 4-1-1　農林水産業
- 4-1-2　観光・エコツーリズム
- 4-1-3　工業・商業・土地利用

▶4-2　一人ひとりが　海・山・川の自然を守るまち
- 4-2-1　海・山・川の自然
- 4-2-2　動植物
- 4-2-3　自然とのふれあい

▶4-3　きれいな水と空気で　いやされるまち
- 4-3-1　水質
- 4-3-2　大気・騒音・振動・悪臭
- 4-3-3　公害苦情・化学物質

▶4-4　歴史と緑が彩る　安全で美しいまち
- 4-4-1　緑と公園
- 4-4-2　景観・歴史文化遺産
- 4-4-3　交通
- 4-4-4　廃棄物
- 4-4-5　環境美化・不法投棄

▶4-5　子どもも大人もみんなで　地球環境を守るまち
- 4-5-1　地球温暖化・エネルギー・オゾン層の破壊
- 4-5-2　ライフスタイル

▶4-6　環境と共生する知恵や工夫を楽しむ人づくりのまち
- 4-6-1　環境教育
- 4-6-2　環境保全活動
- 4-6-3　環境情報
- 4-6-4　環境マネジメント・協働による計画推進

■「第 4 章　取り組みの推進」の見方

計画期間の 10 年間に行う市の施策・事業、数値目標、市民・事業者の取り組み事例などについて掲載します。なお、第 4 章の見方は以下のとおりです。中間見直しに際し、取り組みに伴う成果を図る上でより適切な指標を選定し直すと共に、計画策定後 5 年間での取り組み内容の変化に応じ、記載内容について修正を加えました。

4-2-1　海・山・川の自然　　取り組み項目

▶環境課題

◇大瀬崎や御浜岬の砂嘴、千本松原の砂丘などが「日本の典型地形」に選ばれているなど、多様な地形・地質資源の保全・活用を図っていく必要があります。

◇約 63km の海岸を海岸浸食や砂浜・礫浜の保全や海岸林の

◇生きものの生息・生育環境や

も重要な河川や湿地を保全・管理していくことが必要です。

◇湧水が以前より減少してい

貴重な水資源となる湧水・

◇農地や森林などは多くの生

山の環境を保全・管理していくこと

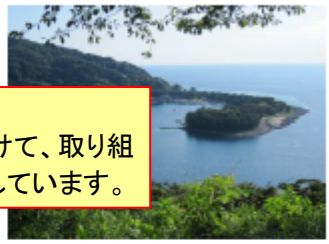

環境課題
「第 2 章　環境の現状」を受けて、取り組み項目ごとの環境課題を整理しています。

数値目標
現在ここに示している数値目標は、主に個別計画・事業等で既に掲げられている指標を選定し、目標値を設定しています。

▶数値目標

個別指標	基準値（H21）	実績値（H26）	目標値（H32）
◇ 海岸林保全のための管理面積	114.87ha	115.20ha	115.20ha
◇ 千本松原の民有林管理面積	6.65ha（整備面積）	35.00ha（管理面積）	35.00ha（管理面積）

取り組みの方向

▶取り組みの方向と取り組み内容

(1) 地形・地質資源の保全・活用

◇貴重な地形・地質の保全に向けた啓発を行う

事例

市の取り組み内容

市民・事業者に期待される取り組み

市民	事業者
(1) 地形・地質資源の保全・活用 ◇地域の貴重な地形・地質について理解を深める **(2) 海岸の保全・管理** ◇千本松原などの海岸林・保安林の管理・清掃へ参加する	**(1) 地形・地質資源の保全・活用** ◇地域の貴重な地形・地質を改変しないように配慮する **(2) 海岸の保全・管理** ◇千本松原などの海岸林・保安林の管理・清掃へ参加する

市民に期待される取り組み事例

事業者に期待される取り組み事例

■沼津市環境基本計画の体系図

望ましい環境像

雄大な富士を仰ぐ美しい海岸線　緑豊かな山々と恵みの川
かけがえのない自然と　そこに暮らすいのちを守り　未来につなぐまち　沼津

環境目標	取り組み項目・取り組みの方向		
【環境と産業】環境と産業が共生し発展するまち	**農林水産業** ●農地・生産林・漁場の保全 ●地産地消の推進 ●後継者の育成	**観光・エコツーリズム** ●地域資源の整備・活用 ●ルールづくり・イベント等による PR	**工業・商業・土地利用** ●環境配慮の推進とエコビジネスの育成 ●環境配慮した土地の利用
【自然環境】一人ひとりが海・山・川の自然を守るまち	**海・山・川の自然** ●地形・地質資源の保全・活用 ●海岸の保全・管理 ●河川や湿地の保全・管理 ●湧水・地下水の保全 ●里地里山の保全・管理	**動植物** ●重要生息・生育地の保護・保全 ●動植物の保護・保全 ●自然環境情報の充実と担い手づくり	**自然とのふれあい** ●ふれあいの場の整備・管理 ●ふれあいの機会拡大とマナーの向上
【生活環境】きれいな水と空気でいやされるまち	**水質** ●水質の監視・指導 ●生活・事業排水対策	**大気・騒音・振動・悪臭** ●大気環境の監視と工場等の排気ガス対策 ●自動車からの排気ガス対策 ●騒音・振動・悪臭対策	**公害苦情・化学物質** ●公害苦情への対応と情報公開 ●化学物質対策
【都市環境】歴史と緑が彩る　安全で美しいまち	**緑と公園** ●公園緑地の整備と保全 ●緑化の推進とヒートアイランド対策	**景観・歴史文化遺産** ●良好な景観形成の推進 ●歴史文化遺産の保護・啓発	**交通** ●道路・自転車道の整備 ●自動車から公共交通への転換
	廃棄物 ●ごみ減量化の推進 ●資源の再使用・再資源化の推進 ●適正なごみの収集・処理	**環境美化・不法投棄** ●不法投棄・ポイ捨ての未然防止と回収 ●漂着ごみ対策	
【地球環境】子どもも大人もみんなで地球環境を守るまち	**地球温暖化・エネルギー・オゾン層の破壊** ●総合的な地球温暖化対策の推進 ●省エネルギーの推進・新エネルギーの導入 ●緑化等による二酸化炭素の吸収 ●オゾン層破壊物質の回収	**ライフスタイル** ●グリーン購入の推進 ●環境配慮行動の実施	
【環境教育】環境と共生する知恵や工夫を楽しむ人づくりのまち	**環境教育** ●教育機関による環境教育 ●行政や地域による環境教育	**環境保全活動** ●資金的・物的・技術的な支援 ●協働の支援と情報提供	
	環境情報 ●情報の収集・作成 ●あらゆるメディアの活用	**環境マネジメント・協働による計画推進** ●環境ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑの普及・活用 ●協働による計画推進	

市民協働重点プロジェクト

【共通テーマ】沼津市の環境を再発見する			
	すごいぞ大地と海の恵みプロジェクト	ぬまづ自然再発見プロジェクト	ごみニャーぬまづプロジェクト
	ストップ地球温暖化プロジェクト	環境教育推進プロジェクト	

4-1　環境と産業が共生し 発展するまち

4-1-1　農林水産業

▶環境課題

沼津魚市場

◇農林水産業は環境と密接に関連する産業であり、事業活動により環境へ負荷を与えることがある一方で、農地や森林、漁場などの環境が維持されることによって環境が良好な状態に保たれるメリットもあります。

◇本市の農地は経営耕地面積の減少が続き、農地転用や耕作放棄地も多くなっていることから、農地転用や耕作放棄地を減らすための対策が必要です。また、持続可能な農地を形成するため、化学肥料や農薬の使用を控えた環境保全型農業の推進により、環境への負荷の低減を図る必要があります。

◇本市の林業生産活動は停滞している状況にあり、管理の行き届いていない森林も多くなっていることから、生産林の適正管理や有害鳥獣への対策を図っていくことが必要です。また、豊かな森が豊かな海を育むことから、持続可能な漁場を形成するためには、河川上流部への植林やサンゴの保護など、多様な生きものが生育・生息する豊かな海づくりが必要です。

◇本市の農林水産業を取り巻く現状は厳しく、就業者数は減少しています。輸送による CO2 排出などの環境負荷の低減とともに、地域の農林水産業と関連産業の活性化を図るため、市内の生産者と消費者を結びつける地産地消を進めていく必要があります。なお、地産地消を進めるに当たっては、市内の住民・事業者はもとより、市内を訪れる観光客などによる積極的な購入にも結び付けていく必要があります。また、農業・林業・水産業はともに従事者の高齢化や担い手不足が深刻であるため、次世代の後継者の育成を図ることが急務となっています。

▶数値目標

個別指標	基準値(H21)	実績値(H26)	目標値（H32）
◇ ふるさと給食週間における地場産物（静岡県産）の割合	30.9%	44.2%	40%以上
◇ 農地利用集積実施面積	34.1ha	41.4ha	45.0ha

▶取り組みの方向と取り組み内容

(1)農地・生産林・漁場の保全

①農地転用・耕作放棄地への対策

◇地域での集落協定を活用し、農地や農業用水路、ため池などを保全する
◇担い手への利用集積や集落協定により耕作放棄地の発生を防止する
◇遊休農地や沿道へひまわり・コスモスを植栽して休耕田を活用する
◇NPO などによる市民農園の開設を支援する

②環境保全型農業の推進

◇環境保全型農業の普及に努めるとともに、エコファーマー認定制度などを周知する
◇残留農薬検査に係る補助を実施する

③生産林の維持管理

◇人工林の効率的な伐採・間伐を促進する
◇松くい虫や風倒木などの被害木を伐倒駆除する
◇森林体験教育を行う

④有害鳥獣への対応

◇広域的な連携を図り、有害鳥獣などの捕獲対策を実施する
◇農作物被害の軽減に向けた個体数の適正化を図る

⑤豊かな海づくり

◇関係団体等の協力により、山地への植林を行い、豊かな海づくりを行う
◇マダイ、ヒラメ等の種苗放流、保護育成を行い、漁場環境を保全する
◇ウミガメ、サンゴなどの希少種等の保護を行う

(2) 地産地消の推進

①地元農産物の地産地消

◇農産物品評会や産直市を開催するとともに、産直市の商品に対する残留農薬検査をする

②地元木材・林産物の地産地消

◇公共施設の建設時に木材の利用を推進する
◇市有林の間伐材を市場へ搬出し、有効活用する

③地元水産物の地産地消

◇漁協直売所の運営を支援する
◇漁協・関係団体が実施する産直市及びイベントによる魚食普及活動を支援する
◇関係団体による新たな水産加工品の開発や販売拡大を支援する

④地産地消の教育と PR

◇給食食材への地場産物の使用を進めるとともに、食育の授業等を通じて地産地消を推進する
◇ホームページやイベントなどで地場産品や地産地消の PR を行う

(3) 後継者の育成

◇農業新規参入者のための教育やリーダー育成を図る
◇市民参画による森林整備のしくみづくりを行う
◇漁協青壮年部の漁業活動を支援する

事 例

市民・事業者に期待される取り組み

市民

(1) 農地・生産林・漁場の保全

◇市民農園の利用と管理を行う
◇NPO などによる市民農園の開設に参加・協力する
◇エコファーマー認定の農作物を購入する
◇林業体験イベントに参加する
◇有害鳥獣などの捕獲対策、野生動物の保護活動へ参加する
◇植林による豊かな海づくりに参加する

(2) 地産地消の推進

◇地元の農林水産物に対する理解を深め、優先的に購入する
◇農産物品評会や産直市などを利用する
◇建築物などに地元の木材や間伐材を利用する
◇水産複合施設や港ふれあい朝市を利用する

(3) 後継者の育成

◇植林・森林整備へ参加する

事業者

(1) 農地・生産林・漁場の保全

◇農地等保全のための地域集落協定を締結する
◇担い手への利用集積や集落協定により耕作放棄地の発生を防ぐ
◇耕作放棄地を観光農園・市民農園として利用する
◇市民農園へ場所を提供する
◇エコファーマー認定を取得する
◇有害鳥獣などの捕獲対策、野生動物の保護活動へ参加する
◇環境保全型農業の知識を深め、実践する
◇植林による豊かな海づくりに参加する

(2) 地産地消の推進

◇新鮮・安心・安全な地元農産物・水産物などを安定供給する
◇農産物品評会や産直市、水産複合施設や港ふれあい朝市などへ出店する
◇建築物などに地元の木材や間伐材を利用する

(3) 後継者の育成

◇異業種が農業分野へ新規参入する
◇植林・森林整備へ参加する
◇漁業者や船大工などの後継者を育成する

コラム

エコファーマーとは

エコファーマー制度は、農業者がたい肥などによる土づくり・有機肥料の使用（化学肥料の削減）・農薬使用の削減に関する環境にやさしい農業の「導入計画」を作成し、知事等の認定を受けるというもので、この認定を受けた農業者を「エコファーマー」と呼びます。導入計画の認定期間は認定書の交付日から 5 年間です。国の「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成 11 年法律第 110 号）」（通称：持続農業法）に基づいています。

導入計画に基づいて生産された農作物には、エコファーマーのロゴマークを添付することができます。

環境にやさしい農業をはじめました

ロゴマーク

4-1-2 観光・エコツーリズム

▶環境課題

◇市内には豊かな自然環境を活かした観光資源が数多く存在する一方で、観光交流客数は減少する傾向が見られます。今後は地域資源の整備・活用、ルールづくり、イベント・キャンペーンの実施などにより、観光と環境、地域が関わるエコツーリズムの推進を図ることが必要です。

我入道の渡し船

▶数値目標

個別指標	基準値(H21)	実績値(H26)	目標値(H32)
◇ 観光交流客数	360 万人	369 万人 (H25※)	500 万人

※数値の公表時期の都合により、1 カ年前の数値表記となります。

▶取り組みの方向と取り組み内容

(1) 地域資源の整備・活用

①自然環境資源の保全と活用

◇海岸を整備するとともに、海水浴場やオートキャンプ場を開設する
◇景勝地の草刈りや芝生の手入れを行う
◇ハイキングコース看板やビュースポットの整備、危険箇所のパトロールを行う
◇温泉・温浴施設を利活用する
◇我入道の渡し船を運航するなど、狩野川の恵まれた水辺を活かしたイベントや事業を行う

②施設・設備等の整備

◇港の駅の整備を図るとともに、港ふれあい朝市の活性化を図る

(2) ルールづくり・イベント等による PR

①ルールづくり・マナー啓発

◇各種イベント開催の際、環境に配慮したルールづくりや取り組みを実施する
◇関係団体と連携したマナーの啓発を図る

②イベント・キャンペーンの実施

◇沼津の豊かな自然環境を活かした魅力的なイベントを開催する
◇ぬまづアルプスなどのハイキングコースや、沼津港周辺や御用邸記念公園などを結ぶ潮の音プロムナードなど、本市の自然を満喫できる周遊コースを PR する

事例

市民・事業者に期待される取り組み

市民	事業者
(1)地域資源の整備・活用 ◇ハイキングコース看板やビュースポットの整備、危険箇所のパトロールをボランティアで行う ◇我入道の渡し船を利用する **(2)ルールづくり・イベント等による PR** ◇ごみを持ち帰る ◇各種イベントに積極的に参加する ◇沼津アルプスなどのハイキングコースや潮の音プロムナード周遊コースを利用する	**(1)地域資源の整備・活用** ◇海や山、様々な自然資源を活かしたイベントを企画する ◇温泉・温浴施設を活かしたイベントを企画する ◇景勝地の草刈りや芝生の手入れを行う **(2)ルールづくり・イベント等による PR** ◇魅力あるエコツーリズムの体験メニューを創出する

コラム

エコツーリズム

エコツーリズムとは、地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みです。また、平成 19 年に制定された「エコツーリズム推進法」では、「自然環境の保全」「観光振興」「地域振興」「環境教育の場としての活用」が基本理念として掲げられており、環境保全と社会経済の好循環を生み出すことが期待されています。

本市は海・山・川・湿地などの多様な自然とそこで育まれた文化があり、沼津アルプスのハイキングや大瀬崎のダイビングをはじめ、市外からの観光客も多く訪れています。また、平成 21 年 11 月に行われた「第 1 回市民討論会」では、環境を活用しながらいかに豊かな地域をつくっていくかを示す「地域将来像」についての検討が行われ、「エコツーリズム都市」「低炭素都市」「地産地消都市」の 3 つの選択肢から「エコツーリズム都市」が 1 位に選ばれました。

今後は、本計画の望ましい環境像「雄大な富士を仰ぐ　美しい海岸線　緑豊かな山々と恵みの川　かけがえのない自然とそこに暮らす　いのちを守り　未来につなぐまち　沼津」を念頭に置きながら、「エコツーリズム都市」を目指していくことが望まれます。

牛臥山公園から眺める駿河湾と沼津アルプスの山並み

4-1-3 工業・商業・土地利用

▶環境課題

エコアクション 21 取得講習会

◇工業や商業などの事業活動については、立地に伴う土地の改変や事業活動に伴う環境への負荷の増大を最小限に抑えるとともに、環境配慮型の社会を形成するための取り組みを推進していくことが必要です。また、今後の伸びが期待されるエコビジネスの育成を図っていくことが必要です。

◇環境に配慮した適切な土地利用を推進するため、土地利用の協議・指導を徹底するとともに、公共施設や住居、商業施設、工場施設などの土地利用時の良好な環境の創造に努めることが必要です。

◇効率的・効果的な土地利用の推進、環境への負荷の削減などを考慮すると、都市機能の郊外への無秩序な拡散を抑止しつつ、中心市街地など核となる地域に都市に必要な機能が集約されたコンパクトなまちづくりを進めていく必要があります。

▶数値目標

個別指標	基準値(H23※)	実績値(H26)	目標値(H32)
◇ エコアクション 21 認証新規取得事業所数（累計）	9 社	17 社	35 社

▶取り組みの方向と取り組み内容

(1) 環境配慮の推進とエコビジネスの育成

①事業所による環境配慮の推進

◇事業活動を通じて生じる環境への負荷の低減に向けた啓発を行う

◇エコアクション 21 取得講習会などにより、ISO14001 やエコアクション 21 の認証取得やその活用を支援する

◇ESCO 事業や BEMS の導入など、省エネルギー・新エネルギー技術の導入や建物の総合的な省エネ化を促進する

◇環境にやさしい事業所などの周知・広報に努める

◇特定事業場に対する立入検査、事業者の適正な排水管理の徹底を図る

◇事故時及び災害時の危機管理状況を確認するための緊急連絡網を活用する

②エコビジネスの育成

◇環境に配慮した商品の販売や利用を促進する

◇産学官連携により、ファルマバレープロジェクトや海洋資源等を活かした新産業の創出を推進する

(2) 環境に配慮した土地の利用

①公共施設等における土地利用への環境配慮

◇環境に配慮した公共施設・道路の設計を行う

◇景観にマッチした街路樹を選定する

②土地利用時の環境配慮の指導

◇環境に配慮した開発や土地利用を指導する
◇工場立地法に基づく指導・命令・勧告を行う
◇開発許可制度に沿った緑化指導を行う
◇ミニアセス（小規模な開発事業に対する環境影響評価）制度を検討する

事例

市民・事業者に期待される取り組み

市民	事業者
(1)環境配慮の推進とエコビジネスの育成 ◇環境にやさしい企業の製品を利用する	**(1)環境配慮の推進とエコビジネスの育成** ◇事業活動を通じて生じる環境への負荷の低減に努める ◇ISO14001 やエコアクション 21 などの認証を取得し、活用する ◇ESCO 事業などを活用し、省エネ・新エネ技術や BEMS の導入など、建物の総合的な省エネ化を進める ◇環境にやさしい製品を開発・利用する ◇国内クレジット制度を活用する ◇農水商工の連携によりエコビジネスの育成を図る ◇省エネルギーを考慮した運輸（輸送）事業の推進を図る
(2)環境に配慮した土地の利用 ◇鉢やプランターで植物を栽培する ◇緑化スペースの創出や壁面緑化に取り組む	**(2)環境に配慮した土地の利用** ◇環境に配慮した開発や土地利用の徹底を図る ◇環境に配慮した工事等を実施する ◇緑地の確保や敷地内の緑化を行う

コラム

環境マネジメントシステムとは

私たちが行っている社会経済活動では、環境への負荷の発生は避けられませんが、その負荷はできるだけ減らしていかなければなりません。そこで、事業者が自主的かつ積極的に環境保全の取り組みを進めていくための有効なツールとなるのが「環境マネジメントシステム」です。環境マネジメントシステムは、事業者が省エネルギーや省資源の取り組みを進めるに当たり、環境に関する目標などを定めて、社内が一体となって取り組んでいくための仕組みをいいます。主なものとしては、ISO14001 やエコアクション 21 などがあります。

【環境マネジメントシステムの効果】
①省資源や省エネルギーを通じて、経費節減や管理体制の効率化につながります
②環境保全に対するさまざまな規制や要請に効果的に対応する事ができるようになります
③環境にやさしい商品・サービスを提供し、環境にやさしい企業であることを表明することで、消費者の環境意識にアピールできます

4-2　一人ひとりが　海・山・川の自然を守るまち

4-2-1　海・山・川の自然

▶環境課題

御浜岬の砂嘴

◇大瀬崎や御浜岬の砂嘴（さし）、千本松原の砂丘などが「日本の典型地形」に選ばれているなど、多種多様な地形・地質資源の保全・活用を図っていく必要があります。
◇約 63km の海岸を海岸浸食や海岸林の荒廃などから守るため、砂浜・礫（れき）浜の保全や海岸林の管理などが必要です。
◇生きものの生息・生育環境や人と自然とのふれあいの場としても重要な河川や湿地を保全・管理していくことが必要です。
◇湧水が以前より減少している傾向が見られることから、今後も貴重な水資源となる湧水・地下水を保全していくことが必要です。
◇農地や森林などは多くの生きものの生息・生育場所となっているため、これらの里地里山の環境を保全・管理していくことが必要です。

▶数値目標

個別指標	基準値(H21)	実績値(H26)	目標値(H32)
◇ 海岸林保全のための管理面積	114.87ha	115.20ha	115.20ha
◇ 千本松原の民有林管理面積	6.65ha （整備面積）	35.00ha （管理面積）	35.00ha （管理面積）

▶取り組みの方向と取り組み内容

(1) 地形・地質資源の保全・活用

◇貴重な地形・地質の保全に向けた啓発を行う

(2) 海岸の保全・管理

①砂浜・礫浜の維持整備

◇砂浜や礫浜の維持・管理を行うとともに、海岸の自然環境と調和した整備を行う

②海岸林の保全・管理

◇海岸防災林の管理保全計画を策定する
◇地域住民等との連携により、枯損木の除去や郷土樹種の植栽など、海岸林や保安林の管理・清掃を行う
◇千本松原は飛塩・飛砂を防止するための管理・整備を行うとともに、景観地としての PR を行う

③海岸保全活動の支援

◇海岸愛護団体をはじめ、自治会や学校、事業者などのボランティア活動を支援する

(3) 河川や湿地の保全・管理

①河川及び護岸の保全・管理

◇河川の清掃や浚渫（しゅんせつ）を行う
◇水辺をコンクリートで固めない多自然川づくりを推進する
◇生態系保全のためのワンド・水路の整備に努める
◇狩野川護岸の管理を行う
◇歩行者が散策できる河川沿い通路の整備に努める

②湿地の保全・管理

◇浮島ヶ原の野鳥や植物などの生息・生育環境を保全する

③河川・湿地保全活動の支援

◇河川愛護団体をはじめ、地域や学校、事業者などによるボランティア活動の育成を支援する

(4) 湧水・地下水の保全

①湧水の保全

◇地域の住民の協力のもとに湧水調査を行うとともに、適切な湧水の管理を促進する
◇観光マップなどに湧水情報を掲載するなど、湧水地とその周辺の観光情報の周知を図る

②地下水のかん養

◇透水性舗装を整備し、雨水を地下に浸透させて地下水をかん養する
◇黄瀬川地域地下水利用対策協議会や民間団体による地下水利用の適正化及び水利用の合理化を推進する活動を支援する

③水利用の適正化

◇節水など水利用の適正化に関する啓発を行う

(5) 里地里山の保全・管理

①人工林の管理

◇人工林の効率的な伐採・間伐を促進する
◇松くい虫や風倒木などの被害木を伐倒駆除する
◇広葉樹への転換、複層林施業、長伐期施業を促進する

②二次林や農地の保全・管理

◇香貫山地区の里山林を保全・管理する
◇地域での集落協定を活用し、農地や農業用水路、ため池などを保全する
◇担い手への利用集積や集落協定により耕作放棄地の発生を防止する
◇市民との協働による里山づくりを推進する

事 例

市民・事業者に期待される取り組み

市民

(1) 地形・地質資源の保全・活用

◇地域の貴重な地形･地質について理解を深める

(2) 海岸の保全・管理

◇千本松原などの海岸林･保安林の管理・清掃へ参加する

◇海岸愛護団体をはじめ、自治会や学校、事業者などのボランティア活動に参加する

(3) 河川や湿地の保全・管理

◇河川の清掃活動に参加する

◇河川愛護団体をはじめ、地域や学校、事業者などのボランティア活動に参加する

◇水辺を利活用する

(4) 湧水・地下水の保全

◇湧水調査に協力する

◇節水を行う

(5) 里地里山の保全・管理

◇人工林の管理について理解する

◇薬剤散布や伐倒駆除について理解する

◇森林整備のしくみづくり、里山づくりへ参加する

事業者

(1) 地形・地質資源の保全・活用

◇地域の貴重な地形･地質を改変しないように配慮する

(2) 海岸の保全・管理

◇千本松原などの海岸林・保安林の管理・清掃へ参加する

◇海岸の自然環境と調和した建造物づくりを行う

◇海岸愛護団体をはじめ、自治会や学校などのボランティア活動を支援するとともに、自らも参加する

(3) 河川や湿地の保全・管理

◇河川の清掃活動に参加する

◇河川愛護団体をはじめ、地域や学校、事業者などのボランティア活動を支援する

(4) 湧水・地下水の保全

◇雨水浸透施設を整備し、地下水源のかん養に努める

◇適正な地下水利用を行う

◇節水を行う

(5) 里地里山の保全・管理

◇長伐期施業や広葉樹転換、複層林施業を実施する

◇私有林の整備を実施する

◇森林整備のしくみづくり、里山づくりへ参加する

◇農地の集積や集落協定に協力する

4-2-2 動植物

▶環境課題

大瀬崎のビャクシン樹林

◇市内には数多くの注目すべき特定植物群落や巨樹・巨木林を含む重要生息・生育地が分布しており、これらのうちの一部エリアは、富士箱根伊豆国立公園や愛鷹山自然環境保全地域、鳥獣保護区などに指定されています。特に法令等による指定地域になっていない重要生息・生育地は、今後どのような保護・保全が可能か検討していくことが求められます。

◇既存資料によると、市内では今までに 1,854 種の植物、583 種、合計 2,437 種の動植物が確認され、このうち 307 種は絶滅の可能性のある動植物とされています。これらの野生動植物の保護・保全を図るとともに、野生鳥獣の適正管理、在来生物の生存を脅かす外来生物の防除を行うことが必要です。

◇自然環境の保護・保全に向けた取り組みを強化していくために、自然環境情報の充実や自然保護の担い手づくりを行っていくことが必要です。

▶取り組みの方向と取り組み内容

(1) 重要生息・生育地の保護・保全

①既存制度に基づく保護・保全

◇保安林制度及び林地開発許可制度の適切な運用を図る

②重要生息・生育地を保全する新たなしくみづくり

◇事前に開発計画を市民へ通知するとともに、工事時における重要生息・生育地への配慮を徹底する

◇重要生息・生育地に立ち入り禁止区域（保護区域）を設置する

(2) 動植物の保護・保全

①貴重な動植物の保護・保全

◇ウミガメ、サンゴなどの希少種等の保護を行う

◇絶滅危惧種の生息・生育環境の調査や広報を行う

②野生鳥獣の適正管理と外来生物の防除

◇農作物被害の軽減に向けた個体数の適正化を図る

◇外来生物の防除や処分の検討を行う

(3) 自然環境情報の充実と担い手づくり

①自然環境調査の実施

◇水生生物観察会を開催し、河川に生息する生き物の情報を収集するとともに、水質データを蓄積する

◇沼津市の自然状況や生物の実態に関する調査を実施する

②自然環境保全の担い手づくり

◇動植物を含めた自然環境の看視・管理・保護を行う

◇生物多様性に関する教育を推進する

事 例

市民・事業者に期待される取り組み

市民

(1) 重要生息・生育地の保護・保全

◇優れた環境・地区における貴重な植生、生態系等の汚染防止・保全に心がける

◇重要生息・生育地別の保護に協力する

(2) 動植物の保護・保全

◇絶滅危惧種の生息・生育環境の調査・保護に協力する

◇外来生物の防除実施に協力する

◇エコロジカル・フットプリント（コラム参照）を考慮した買い物を行う

(3) 自然環境情報の充実と担い手づくり

◇市全域の自然環境や生物の実態調査に協力する

◇自然環境の保全・看視を行う

事業者

(1) 重要生息・生育地の保護・保全

◇保安林制度及び林地開発許可制度を遵守する

◇工事時における重要生息・生育地への配慮を行う

(2) 動植物の保護・保全

◇開発事業などで絶滅危惧種の生息・生育環境が確認された場合は市へ情報提供を行う

◇外来生物の繁殖拡大防止に協力する

◇生物多様性を考慮した原材料を使う

(3) 自然環境情報の充実と担い手づくり

◇動植物をはじめ市全域の自然環境基礎調査に協力する

コラム

エコロジカル・フットプリント

エコロジカル・フットプリントとは、私たちの生活水準を維持していくために、どれだけ地球の資源や生態系に負担をかけているのかを可視化する考え方であり、人間１人当たりに必要とされる生産可能な土地面積で表わされます。例えば、日本の生活水準を世界人口に当てはめると、地球が 2.4 個必要となる計算となります。また、日本の生活は食料や木材資源、漁獲資源、エネルギーなどを輸入し、貿易を通じて成り立っています。大きな恩恵を受けている反面、他の国の生態系に大きな負担をかけています。私たちは常にこのエコロジカル・フットプリントという考え方を念頭に置きながら、生物多様性に配慮して生産された商品を選んでいく必要があります。

4-2-3 自然とのふれあい

▶環境課題

◇本市は海・山・川の豊かな自然環境に恵まれており、人と自然とのふれあいの場も数多く存在するため、今後もふれあいの場の整備・管理を図っていくとともに、ふれあいの機会の拡大を図っていくことが必要です。

◇人と自然とのふれあいの場の整備による環境の改変、利用者数の増加による環境の荒廃、ごみのポイ捨てや漂着ごみの発生などのマナーの問題が生じています。利用の適正化を図るとともに、利用者のマナー向上とルールづくりなどを行っていく必要があります。

沼川の桜並木と菜の花

▶数値目標

個別指標	基準値(H21)	実績値(H26)	目標値(H32)
◇ 市民の森自主事業参加者数	117 人	106 人	140 人
◇ はかま滝オートキャンプ場利用者数	1,871 人	1,874 人	2,000 人

▶取り組みの方向と取り組み内容

(1)ふれあいの場の整備・管理

①海岸・河川・湿地のふれあいの場の整備・管理

◇海水浴場やオートキャンプ場を開設するとともに、海水浴場の監視を行う
◇海岸の定期清掃や漂着物等の清掃・処理を行う
◇海岸愛護団体や河川愛護団体をはじめ、自治会や学校、事業者などのボランティア活動を支援する
◇ジョギングコース及び保安林内の下刈り・清掃を行う
◇上流からのごみについて他市町との協議や協力のネットワークづくりを行う
◇沼や川の浄化を行うとともに、植物など環境の保全に取り組む

②森林・農地のふれあいの場の整備・管理

◇香貫山地区の里山林を保全・管理する
◇森林浴やハイキングなどによる安らぎが得られるよう、愛鷹山などの森林やキャンプ場、遊歩道などの管理を行う
◇ハイキングコース看板やビュースポットの整備、危険箇所のパトロールを行う
◇NPO などによる市民農園の開設を支援する

③公園緑地・景勝地のふれあいの場の整備・管理

◇門池公園、牛臥山公園、千本浜公園、御用邸記念公園、香貫山公園、狩野川緑地をはじめとした既存の公園緑地の適切な管理を行う
◇景勝地やレストスポットの清掃や草刈り、芝生の手入れを行う
◇老朽化で破損した標識板・看板の除去や整備を行う

(2) ふれあいの機会拡大とマナーの向上

①ふれあいの機会拡大

◇自然観察会や体験講座を実施する
◇ハイキングコースのリーフレットを作成する

②ふれあいマナーの向上

◇自然とふれあい活動の場についての情報を広報するとともに、マナー教育を行う

事 例

市民・事業者に期待される取り組み

市民	事業者
(1) ふれあいの場の整備・管理 ◇海水浴場やオートキャンプ場を利用する ◇海岸の定期清掃や漂着物等の清掃･処理を行う ◇海岸愛護団体や河川愛護団体の活動に参加する ◇川の浄化を行うとともに､川を汚さないための植物の植栽に協力する ◇森づくりへの関心を持つ ◇生活の中で土や緑とふれあう ◇NPO などにより市民農園を開設する ◇景勝地やレストスポットの清掃活動､草刈りや芝生の手入れに参加する ◇ジョギングコース及び保安林内の下刈り・清掃活動に参加する ◇ハイキングコースの看板やビュースポットの整備、危険箇所のパトロールに協力する ◇学校の校庭などを利用し身近な生き物の生息空間(ビオトープ)などを造る	**(1) ふれあいの場の整備・管理** ◇海岸の定期清掃や漂着物等の清掃・処理を行う ◇市内一斉クリーン週間の清掃活動に参加する ◇海岸愛護団体や河川愛護団体の活動を支援する ◇市民農園を開設する ◇景勝地やレストスポットの清掃活動、草刈りや芝生の手入れに参加する ◇ジョギングコース及び保安林内の下刈り・清掃活動に参加する ◇ハイキングコース看板やビュースポットの整備、危険箇所のパトロールに協力する ◇事業所内に身近な生き物の生息空間(ビオトープ)などを造る
(2) ふれあいの機会拡大とマナーの向上 ◇自然観察会や自然とふれあう活動に参加する ◇ハイキングコースのリーフレット作成に協力する	**(2) ふれあいの機会拡大とマナーの向上** ◇自然観察会や自然とふれあう活動の実施に協力する

4-3　きれいな水と空気で　いやされるまち

4-3-1　水質

▶環境課題

◇水質基準達成率は年々上昇し、河川の水質は改善する傾向にありますが、沼津江川や獅子浜川など改善が遅れている河川も見られます。また、一部地域では有機塩素系溶剤による地下水汚染も確認されていることから、今後も水質の監視・指導を行っていくとともに、生活・事業排水対策として下水道・合併処理浄化槽の整備、汚濁負荷量の削減などを徹底していく必要があります。

沼津江川

▶数値目標

個別指標	基準値(H21)	実績値(H26)	目標値(H32)
◇ 河川の水質基準達成率(市内 11 河川)	90.9%	90.9%	100.0%
◇ 公共下水道普及率	52.2%	57.8%	63.2%
◇ 水洗化率（下水道接続率）	82.4%	86.1%	90.7%
◇ 廃食油回収拠点	15 箇所	18 箇所	30 箇所

▶取り組みの方向と取り組み内容

(1) 水質の監視・指導

①水質の監視

◇県と連携して河川、海域、地下水などの水質の測定を行い、必要に応じ事業場等への排水等に係る指導を実施する

◇国・県と連携した水質事故への対応体制の確立による水質事故の拡大防止を図る

◇水生生物観察会を開催し、河川に生息する生き物の採取状況による水質判定を実施する

②有機塩素系化合物による汚染の監視・指導

◇法令に基づき県と広域的な水質保全を行うとともに、汚染井戸の継続監視及び新たな地下水汚染の調査のため、地下水質測定を継続的に実施する

◇有機塩素系溶剤を使用している事業所に対する適正な使用・管理・保管の指導を行う

(2) 生活・事業排水対策

①生活排水処理施設の整備と普及啓発

◇公共下水道を整備するとともに、下水道処理施設・管路の適正な維持管理を行う

◇公共下水道計画区域外の合併処理浄化槽の設置を補助する

◇公共下水道への接続や合併処理浄化槽への転換推進のための啓発を行う

②汚濁負荷量の削減

◇廃食油の回収拠点や回収機会を増やす

◇家庭雑排水の汚水処理の意識を向上させる

事例

市民・事業者に期待される取り組み

市民	事業者
(1)水質の監視・指導 ◇水生生物観察会に参加する **(2)生活・事業排水対策** ◇下水道供用区域では下水道に接続し、区域外では合併処理浄化槽の設置を行う ◇合併処理浄化槽の適正な管理を行う ◇家庭から出る汚水を削減する ◇廃食油回収に協力するとともに、排水溝に油や食べ残しなどを流さない ◇洗剤は適量の使用を心掛ける	**(1)水質の監視・指導** ◇水質事故のないよう注意を払う ◇定期的に工場排水の水質を測定する **(2)生活・事業排水対策** ◇下水道供用区域では下水道に接続し、区域外では合併処理浄化槽の設置を行う ◇合併処理浄化槽の適正な管理を行う ◇事業排水の処理設備を設置する ◇事業所から出る汚水を削減する ◇化学物質を取扱う事業者はMSDSにより、有害性を関係者に周知する ◇有害な化学物質の削減または代替化を進める

コラム

沼津市の水道水と柿田川

本市の水道水源は16箇所あり、そのほとんどが地下水（深井戸）です。特に柿田川の泉水源地からは市全体の取水量の約61%にあたる5.9万トン／日（平成26年度）を取水しています。泉水源地は昭和25年から取水が開始されて以降、安全で安定した水を市内及び清水町に供給しています。水温は年間を通じて約15℃と一定しており、水質が良いためわずかの塩素滅菌をするだけで飲料水になります。このほか、市内には愛鷹山麓をはじめ、湧水などの水資源に恵まれています。

世界的には水資源の枯渇が叫ばれている中、今後ますますその重要性が高まると考えられていることから、本市の水資源をもう一度見つめなおし、保全と持続可能な利用を図っていく必要があります。

コラム

水生生物による水質判定

川の底に生息している水生生物を採集・観察することによって、川の水質を調査することができます。本市では毎年、夏休み期間中に親子水生生物観察会を黄瀬川で開催し、水質の判定を行っています。黄瀬川でよく採集できる水生生物は、「きれいな水」のヒラタカゲロウ、「少しきたない水」のコガタシマトビケラ、「きたない水」のヒル、「大変きたない水」のセスジユスリカなどです。総合評価は年によって変わり、「きれいな水」と判定される年や「きたない水」と判定される年があります。

水生生物による水質調査は、長い時間をかけてその場所の水質に順応した生物を対象とするため、対象河川の平均的な水質を把握できるというメリットがあります。今後も継続的に調査していくことで、貴重な環境データとなると考えられます。

左からヒラタカゲロウ、コガタシマトビケラ、ヒル、セスジユスリカ

4-3-2 大気・騒音・振動・悪臭

▶環境課題

国道１号

◇大気測定局のデータでは環境基準を達成しているものの、交通量の多い幹線道路などでは自動車の排気ガスによる影響が指摘されています。そのため、大気環境の監視、工場などの排気ガス対策を行うとともに、自動車からの排気ガス対策として、交通渋滞対策や自動車利用の削減、公共交通機関・徒歩・自転車の利用促進などを図っていく必要があります。

◇国道 1 号や国道 246 号などの幹線道路では、騒音の環境基準を超過している地点があることから、今後も監視評価を行い、その結果をもとに騒音・振動対策を推進していくことが必要です。

◇悪臭は臭気指数による規制が行われていますが、悪臭苦情は毎年度 20～30 件程度寄せられていることから、悪臭対策の充実を図っていく必要があります。

▶数値目標

個別指標	基準値(H21)	実績値(H26)	目標値(H32)
◇　大気の環境基準達成率	100.0%	100.0%	100.0%

▶取り組みの方向と取り組み内容

(1) 大気環境の監視と工場等の排気ガス対策

①大気環境の監視

◇県と連携した大気汚染物質濃度の常時観測を行う

◇県と連携し、光化学オキシダントや PM2.5 などの観測状況を把握し、必要に応じ注意喚起を行う

②工場などからの排気ガス対策

◇工場・事業所における各種排出物質の規制基準の遵守及びより一層の排出削減のため、工場・事業所に対する指導を行う

◇工場・事業所の大気汚染防止設備や技術の導入、燃料使用の適正化・効率化などの事業者の自主的な排出削減対策について支援・協力を行う

(2) 自動車からの排気ガス対策

①道路整備による交通渋滞の解消

◇沼津駅周辺総合整備事業などにより JR 沼津駅付近やその他地域の交通体系の整備を図る

◇新東名高速道路におけるスマートインターチェンジ供用に向けた整備を図る

◇渋滞交差点の改良整備を行う

②自転車の利用促進

◇自転車が利用しやすい道路整備を進めるとともに、JR 駅の周辺や地域の中心となるバス停留場などに駐輪場を整備する

③自動車利用の削減と低公害車の導入

◇毎月 0 のつく日を「車運転自粛の日」と定め、マイカー通勤の自粛と公共交通機関の利用を市民・事業者に PR する

◇公用車から自転車・徒歩等へと利用転換する
◇各種イベント開催時の自動車使用自粛、自転車・徒歩による参加を促進する
◇公用車更新時に電気自動車やハイブリッドカー、低燃費・低排出ガスなどの低公害車を導入するとともに、市民・事業者に対して普及促進を図る
◇カーシェアリングを促進する

④公共交通機関の利用促進

◇バス路線図などを作成する
◇バスの日・タクシーの日の PR イベントなどを実施する
◇循環バスの運行及び環境定期券制度の利用促進を図る
◇公共交通相互の連絡乗り入れを行う

(3) 騒音・振動・悪臭対策

①騒音・振動への対策

◇主要幹線道路における騒音の定期測定、面的評価による環境基準達成状況を把握する
◇排水性舗装を整備し、自動車走行時の騒音を低減する

②悪臭への対策

◇臭気指数規制について周知する

コラム

臭気指数規制とは？

本市ではこれまで、工場その他事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について、アンモニアなど 22 種類の特定悪臭物質ごとの濃度で規制する「物質濃度規制」により規制を行ってきました。この規制は、特定の悪臭物質を排出する事業場等に対しては一定の効果をあげてきましたが、いろいろなにおいが混ざった複合臭には対応できないことなどから、人の嗅覚を用いてにおいを測定する「臭気指数規制」を平成 22 年 9 月 1 日から導入しています。

「臭気指数」とは、臭気の強さを表す数値で、においのついた空気や水を、においが感じられなくなるまで無臭空気（無臭水）で薄めたときの希釈倍数（臭気濃度）をもとに求められる数値です。

敷地境界線上の規制基準は、第 1 種区域が 12、第 2 種区域が 15、第 3 種区域が 18、第 4 種区域が 21 となっています。

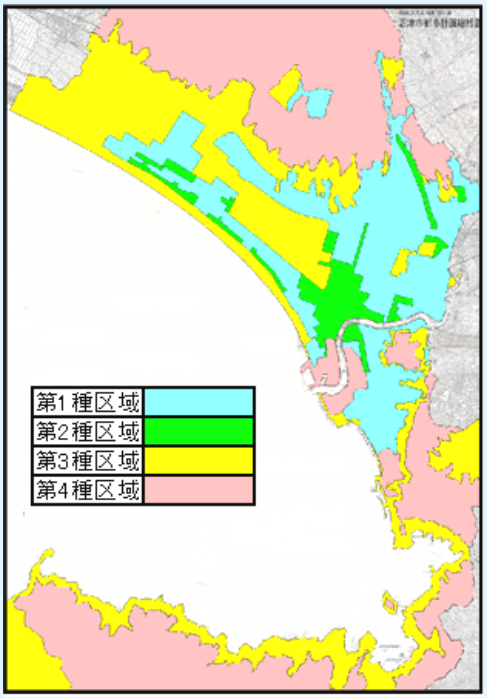

悪臭規制地域図

事 例

市民・事業者に期待される取り組み

市民

(1) 大気環境の監視と工場等の排気ガス対策

◇光化学オキシダント注意報の発令に注目し、被害にあわないように行動する

(2) 自動車からの排気ガス対策

◇通勤等で自転車を利用する
◇自家用車よりも公共交通機関を利用する
◇カーシェアリングを利用する
◇マイカー通勤を自粛する
◇自家用車から自転車･徒歩等へと利用転換する
◇循環バスや環境定期券を利用する
◇各種イベント開催時の自動車使用自粛、自転車・徒歩による参加を心がける
◇新車購入時に低燃費･低排出ガスの車両を選択する
◇アイドリングストップなどのエコドライブを心がける

(3) 騒音・振動・悪臭対策

◇車の急発進や急加速をせず､エコドライブを心がける
◇自動車などのアイドリング音や､近隣に迷惑になるような騒音を出さないようにする

事業者

(1) 大気環境の監視と工場等の排気ガス対策

◇工場・事業所における各種排出物質の規制基準の遵守、より一層の排出削減に努める
◇工場・事業所の大気汚染防止設備や技術の導入、燃料使用の適正化・効率化などの自主的な排出削減対策に努める

(2) 自動車からの排気ガス対策

◇業務等で自転車を利用する
◇社有車よりも公共交通機関を利用する
◇カーシェアリングを利用する
◇社員のマイカー通勤の自粛を呼びかける
◇社有車更新時に低燃費・低排出ガスの車両を導入する
◇社員や搬入業者にアイドリングストップなどのエコドライブを徹底させる
◇効率的な無駄のない運輸（輸送）の工夫をする

(3) 騒音・振動・悪臭対策

◇建設工事などでは､低騒音､低振動型の機械の使用や遮音壁などの防音施設の配置に配慮する
◇低騒音・低振動型の施設や設備を導入する
◇車の急発進や急加速をせず､エコドライブを心がける
◇臭気指数規制を遵守する

4-3-3 公害苦情・化学物質

▶環境課題

◇毎年 100～200 件の公害苦情が寄せられており、これらに対する適切な対応を図るとともに、公害を未然に防止するため、公害情報の公開と PR を一層推進する必要があります。

◇ダイオキシン類は過去に環境基準を超過した地点があったことから、今後もダイオキシン類の発生抑制・監視を図っていくことが必要です。また、農薬散布を実施する場合の環境配慮や、アスベストを使用した施設への適切な処置などを徹底するなど、化学物質の適正管理を図っていくことが必要です。

ダイオキシン類測定

▶数値目標

個別指標	基準値(H21)	実績値(H26)	目標値(H32)
◇ 公害苦情件数	163 件	94 件	100 件以内
◇ ダイオキシン類の環境基準達成率	92.7%	100.0%	100.0%

▶取り組みの方向と取り組み内容

(1) 公害苦情への対応と情報公開

◇公害苦情マニュアルに基づき、個々の苦情内容に最適な対応を図る

◇野焼き行為について、行為者への指導を行い再発防止を図るとともに、行為の原則禁止について市民に周知する

(2) 化学物質対策

①ダイオキシン類の発生抑制・監視

◇PRTR 制度に基づき報告された資料について、事業者の自主的な化学物質の管理を促進するため、排出量・移動量などの情報を市民に提供する

◇定期的なダイオキシン類濃度の測定を行う

◇野焼き行為について、行為者への指導を行い再発防止を図るとともに、行為の原則禁止について市民に周知する

②農薬・アスベスト対策の実施

◇松くい虫被害防止の薬剤地上散布や伐倒駆除を行う際に環境への配慮を行う

◇アスベストが使用されている建物解体工事時の届出受理、立入検査を実施する

事 例

市民・事業者に期待される取り組み

市民	事業者
(1) 公害苦情への対応と情報公開 ◇発生源の特定に協力する ◇野焼きなどごみの自家焼却をしない ◇家庭生活と密着した問題については地域で話し合い、思いやりを持って住民同士・地域内で解決していくよう心がける	**(1) 公害苦情への対応と情報公開** ◇事業における環境配慮や環境データを公表する ◇野焼きなどごみの焼却をしない ◇排ガス、排水、産業廃棄物などの環境への負荷の管理を徹底し、公害を未然に防ぐ ◇住民等からの公害苦情が発生した場合は、その原因を究明し、問題の解決に向けた対策を講じる
(2) 化学物質対策 ◇農薬や洗剤の使用量を減らす	**(2) 化学物質対策** ◇減農薬や有機栽培などによる農作物づくりを進める ◇PRTR 制度を遵守し、化学物質の適正管理を徹底する ◇化学物質を取扱う事業者はMSDS により、有害性を関係者に周知する ◇有害な化学物質の削減または代替化を進める

コ ラ ム

野外での焼却行為（野焼き）について

野外での焼却行為（野焼き）については、環境への配慮などから「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「静岡県生活環境の保全等に関する条例」により原則禁止されています。ドラム缶や量販店などで売られている簡易焼却炉での焼却など、基準を満たしていない方法でごみを焼却すると悪臭やすすが発生し、灰が飛散するなど、周囲に迷惑がかかるだけでなく、有害なダイオキシン類が発生する恐れがあります。

市では、ごみの資源化を推進し、分別収集を行っています。ごみは焼却せず、指定された日時に地域で決められたステーションに出すようにしてください。なお、以下の例外に当たる場合でも、周囲の迷惑を考慮してできるだけ控えてください。

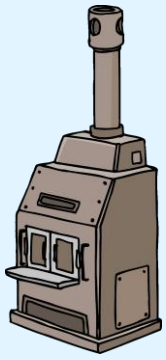

例外として認められる焼却行為（野焼き）
①構造基準を満たした焼却炉による燃焼行為 ②防災訓練、消防訓練等による燃焼行為 ③農林業者の農林作業に伴う燃焼行為（枯草・枝、害虫駆除、霜害対策等） ④地域的慣習による催事又は宗教上の儀式・行事に伴う燃焼行為 （どんど焼き、大文字焼き、かがり火、たいまつ等） ⑤日常生活上での軽微なごみの焼却であって、みだりに燃焼させていない場合

4-4　歴史と緑が彩る　安全で美しいまち

4-4-1　緑と公園

▶環境課題

◇都市のなかで、樹木等の緑や公園は私たちの暮らしにやすらぎや潤いを与えてくれます。また、市街地の地面は大部分がコンクリートやアスファルトで覆われており、緑地が少ないため、ヒートアイランド現象が発生していると考えられます。そのため、今後も公園樹木など緑地の保全や道路・河川、公共施設、住宅地・商業地・工場等の緑化を推進していくことが必要です。

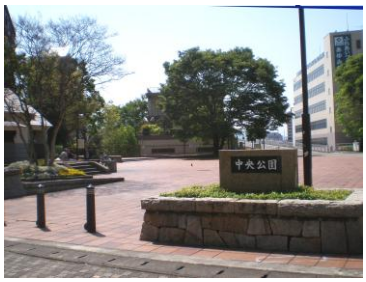

中央公園

▶数値目標

個別指標	基準値(H21)	実績値(H26)	目標値(H32)
◇ 市民アンケートで緑が多いと感じる市民の割合	44.5%	47.5%	55.0%
◇ ぬまづの森づくり植樹面積（累計）	550 ㎡	2,460 ㎡	4,260 ㎡

▶取り組みの方向と取り組み内容

(1) 公園緑地の整備と保全

①公園緑地の整備・管理

◇新たな公園緑地の創出を図るため、土地区画整理事業等の実施時に公園用地の確保や空き地の活用等により公園を整備する
◇緑化や水質浄化による水と緑のネットワークの形成を図る
◇門池公園、牛臥山公園、千本浜公園、御用邸記念公園、香貫山公園、狩野川緑地をはじめとした既存の公園緑地の適切な管理を行う
◇ハイキングコースの整備保全を図るとともに、生活環境保全林を維持管理する

②市民参加による公園緑地等の整備・管理

◇市民参加により、住民のニーズを取り入れた公園づくり・公園管理を行う
◇公共用地等に市民と協働して、地域の潜在自然植生を踏まえた植樹を行う
◇NPO などによる市民農園の開設を支援する

(2) 緑化の推進とヒートアイランド対策

①緑化に関する制度の活用

◇開発許可制度に沿った緑化指導を行う
◇工場立地法に基づく緑地の確保や敷地内の緑化指導を行う

②街路樹や生垣など沿道の緑化推進

◇都市計画道路については、緑化幅員を確保した道路を整備するとともに、歩行者の安全性と景観に配慮した緑化を推進する
◇地域の意見を反映させた街路樹を選択するとともに、街路整備に合わせた街路樹を植栽する
◇窓際緑化や道路に面する前庭空間を緑化する

③屋上緑化・壁面緑化の推進

◇屋上緑化や壁面緑化の啓発指導を行う
◇公共施設の屋上緑化に向け、補助制度の活用など関係部署への働きかけや調整を行う

④緑化活動への支援・PR の推進

◇市民や団体の樹林地保全活動等に対する支援を行う
◇緑化推進協議会と連携し、ぬまづの森づくり植樹祭やみどりまつりなどを開催する

⑤気化熱によるヒートアイランド対策

◇保水性舗装の導入を検討する
◇打ち水の効果を周知・広報する

事 例

市民・事業者に期待される取り組み

市民	事業者
(1)公園緑地の整備と保全 ◇公園利用のマナーを守る ◇公園の管理活動に参加・協力する **(2)緑化の推進とヒートアイランド対策** ◇生活の中で土や緑とふれあう ◇鉢やプランターで植物を栽培する ◇緑のカーテンづくりを行う ◇NPO などにより市民農園を開設する ◇生垣など沿道の緑化に協力する ◇屋上緑化や壁面緑化を行う ◇市民や団体の樹林地保全活動等に参加する	**(1)公園緑地の整備と保全** ◇市民農園として場所を提供する ◇公園内の花壇の花植え・管理などの活動をする **(2)緑化の推進とヒートアイランド対策** ◇緑化スペースの創出（マンション・ビル空地の緑化や緑地帯の設置）や屋上緑化や壁面緑化を行う ◇市民農園を開設する ◇事業所内の緑化・環境施設（工場立地法）を確保する

4-4-2 景観・歴史文化遺産

▶環境課題

香貫山からの景観

◇本市の景観は山地景観、水辺地景観、平地景観などに分類され、地区によってさまざまな景観を楽しむことができます。しかし、屋外広告物や電線類は、都市として必要な機能を果たす一方で、まち並み景観と調和していない路線などが存在していることや、荒廃した農地や森林などが景観を阻害する要因となっています。このような状況のもと、沼津市景観条例、沼津市景観計画などにより市全体の総合的な景観形成を図っていくことが必要です。また、富士山のビューポイントがたくさんあるほか、優れた景観資源にも恵まれており、今後は景観資源の保全・活用、眺望点の保全・活用を図ることが必要です。

◇市内には 86 件の指定文化財があるものの、歴史・文化施設等を利用した人の数は近年減少しています。そのため、歴史文化遺産の保護・保存を図るとともに、歴史文化遺産の啓発を行い、広く市内外に PR することが必要です。

▶数値目標

個別指標	基準値(H21)	実績値(H26)	目標値(H32)
◇ 違反広告物の簡易除却数	230 件	216 件	100 件

▶取り組みの方向と取り組み内容

(1) 良好な景観形成の推進

①総合的な景観形成

◇沼津市景観条例の適正な運用を図る
◇沼津市景観基本構想・沼津市景観計画に基づき、良好な景観形成の推進を図る
◇沼津市緑の基本計画に基づき、水と緑をまもり育てるまちづくりの推進を図る

②荒廃した農地や森林への対策

◇担い手への利用集積や集落協定により耕作放棄地の発生を防止する
◇遊休農地や沿道へひまわり・コスモスを植栽して休耕地を活用する
◇ハイキングコースなどの園路や園地における下草刈りを行う

③人工物による景観阻害への対策

◇電線類の地中化を検討する
◇屋外広告物の適正化を図るとともに、違反広告物の簡易除却を行う
◇老朽化で破損した標識板・看板の除去や整備を行う
◇街路の緑化に努める

④景観資源と眺望点の保全・活用

◇地域での集落協定を活用し、農地や農業用水路、ため池などを保全する
◇明神池など景勝地の草刈りや芝生の手入れを行う
◇富士山などへのビュースポットを整備する
◇狩野川の恵まれた水辺を活かした我入道の渡し船を運航する

(2) 歴史文化遺産の保護・啓発

①歴史文化遺産の保護・保存

◇文化財の指定と管理・保護を行うとともに、地域に残る歴史的建造物の保護・保存を図る
◇市内に点在する文化財などは案内板や説明板を整備し周知する
◇長浜城跡を史跡公園として管理・活用する
◇興国寺城跡の用地取得及び発掘調査を行い、整備して、原・浮島地区の他の歴史文化遺産とあわせて活用を図る
◇戸田地区の歴史情報を発信する
◇戸田松城邸を本格的に修理し保存・活用を行う
◇歴史的文化的遺産である御用邸記念公園の国名勝指定を受けて、保存整備を進める
◇地域に伝わる伝統行事や祭りなどの保存を行う
◇香貫用水など、先人の知恵や努力の跡を示す農業用水路を保全・周知するとともに、郷土資料として活用を図る

②歴史文化遺産の啓発

◇博物館などにおける郷土の歴史や文化に関する展示を充実させる
◇沼津市芸術祭、ぬまづ茶会などの文化的イベントを開催する

事 例

市民・事業者に期待される取り組み

市民	事業者
(1) 良好な景観形成の推進 ◇老朽化で破損した標識板を発見したら速やかに報告する ◇ハイキングコースなどの園路や園地における下草刈りに参加する ◇地域集落協定の締結にともない、農地や農業用水路、ため池などの保全に協力する ◇景勝地の草刈りや芝生の手入れに協力する ◇富士山などのビュースポットの整備に協力する ◇家屋を新築･改築する際は景観に配慮したデザインにする ◇道路沿いや河川堤防などに繁茂した草の除去に協力する	**(1) 良好な景観形成の推進** ◇遊休農地や沿道へひまわり・コスモスを植栽して休耕地を活用する ◇屋外広告は地域景観に配慮する ◇景勝地の草刈りや芝生の手入れに協力する ◇富士山などのビュースポットの整備に協力する ◇工場などを新設・改築する際は、景観に配慮したデザインにする ◇担い手への利用集積や集落協定により耕作放棄地の発生を防止する ◇農地等保全のための地域集落協定を締結する ◇店舗や広告搭、看板などの夜間照明による光害の発生防止に努める
(2) 歴史文化遺産の保護・啓発 ◇歴史的建造物の保護･保存に協力する ◇地域に伝わる伝統行事や祭りなどに参加する ◇沼津市芸術祭、ぬまづ茶会などの文化的イベントの開催に参加・協力する ◇文化財を活用した地域を学ぶ講座に参加する ◇地域の歴史文化遺産を活用した地域づくり･人づくりをする	**(2) 歴史文化遺産の保護・啓発** ◇歴史施設と商店の連携を図る ◇伝統工芸などを次世代に引き継ぐ ◇地域に伝わる伝統行事や祭りなどに参加する ◇沼津市芸術祭、ぬまづ茶会などの文化的イベントの開催に参加・協力する ◇地域の歴史文化遺産を活用した地域づくり･人づくりに向けた物的、人的、及び資金支援を行う

4-4-3 交通

▶環境課題

◇本市の自動車保有台数は平成 17 年以降、減少傾向にあり、市民一人当たりの保有台数も横ばいとなっています。しかし、交通の要所であることから通過車両も多く、慢性的な渋滞ポイントが多数あります。自動車の利用が増加している一方で、自動車よりも環境への負荷の少ないバスや鉄道、海上交通の利用者数が減少しています。そのため、今後は道路整備による交通渋滞の解消や自動車利用の削減、公共交通の利用促進を図っていく必要があります。

交通の要衝・国道１号

▶取り組みの方向と取り組み内容

(1) 道路・自転車道の整備

①道路整備による交通渋滞の解消

◇沼津駅周辺総合整備事業などにより JR 沼津駅付近やその他地域の交通体系の整備を図る
◇新東名高速道路におけるスマートインターチェンジの供用に向けた整備を図る
◇渋滞交差点の改良整備を行う

②自転車利用環境の整備

◇自転車が利用しやすい道路整備を進めるとともに、JR 駅の周辺や地域の中心となるバス停留場などに駐輪場を整備する

(2) 自動車から公共交通への転換

①自動車利用の削減と低公害車の導入

◇毎月 0 のつく日を「車運転自粛の日」と定め、マイカー通勤の自粛と公共交通機関の利用を市民・事業者に PR する
◇公用車から自転車・徒歩等へと利用転換する
◇各種イベント開催時の自動車使用自粛、自転車・徒歩による参加を促進する
◇公用車更新時に電気自動車やハイブリッドカー、低燃費・低排出ガスなどの低公害車を導入するとともに、市民・事業者に対して普及促進を図る
◇カーシェアリングを促進する

②公共交通機関の利用促進

◇バス路線図などを作成する
◇バスの日・タクシーの日の PR イベントなどを実施する
◇循環バスの運行及び環境定期券制度の利用促進を図る
◇公共交通相互の連絡乗り入れを行う

事例

市民・事業者に期待される取り組み

市民	事業者
(1) 道路・自転車道の整備 ◇自転車・歩行者道路を活用する。 ◇通勤等で自転車を利用する	**(1) 道路・自転車道の整備** ◇事業所に駐輪場を整備するなど、社員が自転車を利用しやすい環境を整備する。 ◇業務等で自転車を利用する
(2) 自動車から公共交通への転換 ◇カーシェアリングを利用する ◇マイカー通勤を自粛する ◇自家用車から自転車･徒歩等へと利用転換するとともに、各種イベント開催時の自動車使用自粛、自転車･徒歩による参加を心がける ◇循環バスや環境定期券を利用する ◇新車購入時に低燃費･低排出ガスの車両を選択する ◇自家用車よりも公共交通機関を利用する	**(2) 自動車から公共交通への転換** ◇カーシェアリングを利用する ◇社員のマイカー通勤の自粛を呼びかける ◇社有車更新時に低燃費・低排出ガスの車両を導入する ◇社有車よりも公共交通機関の利用を心がける ◇海上交通を利用する ◇省エネルギーを考慮した運輸（輸送）事業の推進を図る

コラム

電気自動車

●公用車への電気自動車の導入

本市では、近隣自治体に先駆けて公用車に電気自動車を導入しました。この自動車は二酸化炭素や窒素酸化物を排出せず、車載電池の電気によって走行します。1 回の充電で市街地では 120km 程度の走行が可能です。なお、1km を走行するために必要な電気代は 2～3 円で、同じ距離を走行した場合の軽自動車のガソリン代と比べて 3 分の 1 程度となっています。低炭素社会の実現に向けて、このような電気自動車をはじめとする低公害車の普及促進が求められています。

電気自動車

4-4-4 廃棄物

▶環境課題

◇家庭系の１人一日当たりのごみ量は減少していますが、これは集積場所に出される古紙などの資源が減少したことによるものです。今後も発生抑制・再使用や再資源化などを推進し、燃やすごみや埋立ごみを削減する必要があります。

◇全国に先駆けて実施した「沼津方式」とも呼ばれる分別方法を踏襲し、適正なごみの収集・処理を図るとともに、情報システムの構築による効率的な廃棄物処理の実施が必要です。

分別収集

▶数値目標

個別指標	基準値(H21)	実績値(H26)	目標値(H32)
◇ ごみに関する環境教育の実施回数	27 回	35 回	35 回
◇ 市民１人当たりの家庭系ごみの量	618g/人・日	553g/人・日	538g/人・日
◇ 事業系ごみの量	20,547t	19,927t	19,520t
◇ すまいるしょっぷ店舗数	74 店舗	44 店舗	100 店舗
◇ 廃食油回収拠点	15 箇所	18 箇所	30 箇所

▶取り組みの方向

(1) ごみ減量化の推進

①ごみに関する教育や啓発

◇各種媒体を活用してごみの発生・排出抑制に向けた PR を行う

◇出前講座・訪問学習等でごみに関する環境教育を行い、物を大切にする市民意識の向上を図る

◇小中学校での省資源活動を実践し、ごみを減らすことを啓発する

◇家庭系ごみの有料化について研究する

◇販売店だけでなく飲食店にも対象を拡大し、すまいるしょっぷの普及を図る

◇排出者責任の明確化・厳格化を図る

②ごみの減量化

◇簡易包装の取り組みやマイグッズ運動（マイバッグ、マイボトル、マイカップ、マイ箸など）を支援する

◇家庭における生ごみ減量化のため、ダンボールコンポストの普及に向けた取り組みを行う

◇印刷配布物の削減や必要数の配布を行うとともに、電子化によるペーパーレス化と文書の共有化を行う

◇各種イベント自体が３Ｒ（リユース・リデュース・リサイクル）に配慮したものとなるよう働きかけるとともに、イベント開催時のごみ分別や持ち帰りの徹底を行う

◇３キリ運動（使い切り・食べ切り・水切り）の実施及び市民・事業者と食べ残しゼロメニューの開発・普及を行う

(2) 資源の再使用・再資源化の推進

①再使用の推進

◇フリーマーケットフェスティバルや不用品交換会等を開催し、リユースの推進と物を大切にする心を育む

◇不用品活用バンクによる資源の有効活用を支援する

②再資源化の推進

◇管路工事等で出る建設副産物を再資源化する
◇清掃プラントからの焼却灰・飛灰を再資源化する
◇アクアプラザの脱水汚泥を堆肥化などにより有効利用する
◇剪定枝を回収・チップ化して堆肥等（資源）として利用する
◇廃食油の回収拠点や回収機会を増やす
◇小型家電の再資源化の周知、啓発を行い、回収量の拡大を図る
◇地域の集団回収活動を支援する
◇廃棄物情報システム、リサイクル情報提供システムを構築する
◇販売店による回収を支援する

(3) 適正なごみの収集・処理

①分別収集・収集体系の最適化

◇分別区分の見直し、分別区分名称の変更、分別品目の見直しを検討する
◇自治会を通じてごみの分別について周知するとともに、マンションやアパート管理者等と連携して適正排出の指導を徹底する
◇粗大ごみの収集方法の検討や販売店回収の推進により収集体系の最適化を図る
◇自治会が行うごみ集積場所整備に対する補助を行う

②ごみの適正処理

◇事業系ごみの適正管理、適正負担を推進する
◇焼却灰・飛灰のリサイクルを行い、最終処分量を極力ゼロに近づける
◇ごみ処理技術の動向を把握する
◇二酸化炭素の排出抑制につながるごみ処理方法について検討する
◇有害物質への対応やエネルギーの効率的利用など、ごみ処理における環境配慮を徹底する
◇新中間処理施設を整備するとともに、新たな最終処分場の整備についても検討する
◇感染性廃棄物処理管理規程に基づいた分別を徹底する

コラム

小型家電のリサイクル

●携帯電話、ノートパソコン、デジタルカメラ、ビデオカメラ小型ゲーム機、デジタルオーディオプレーヤー、電子辞書CD・MD プレーヤー、カーナビ、USB メモリーの 10 品目を地区センターや図書館など、市内２１か所で回収しています。ボックス投入口（横 30cm×縦 15cm）に入れてください。
●回収の対象としている家電には、金、銀、白金などの貴金属やリチウムなどのレアメタルが、高い割合で含まれています。このような家電だけを集中的に集めることで希少資源を効率よくリサイクルすることができます。
●なお、その他の家電は、埋め立てごみの日に収集する際に選別してリサイクルしています。

事例

市民・事業者に期待される取り組み

市民

(1) ごみ減量化の推進

◇小中学校での省資源活動に協力する
◇家庭ごみの発生･排出抑制に心がける
◇マイグッズ運動（マイバッグ、マイボトル、マイカップ、マイ箸など）に協力する
◇物を買う時点でごみを出さない工夫をする
◇生ごみの水切りを徹底する
◇食材を無駄なく使い切る
◇食べ残しがないよう調理する
◇レジ袋､割り箸などがいらないときはもらわない
◇ダンボールコンポストなどを利用して生ごみの減量・堆肥化を行う
◇各種イベント開催時のごみ分別や持ち帰りを徹底する

(2) 資源の再使用・再資源化の推進

◇不用品活用バンクを活用し物を再使用する
◇フリーマーケットフェスティバルや不用品交換会に参加する
◇回収･チップ化した剪定枝を堆肥等として利用する
◇食用油は上手に使い､使用できなくなったときは捨てずに回収に協力する
◇地域の集団回収活動に協力する
◇すまいるしょっぷの店頭回収を利用する
◇分別を徹底し､リサイクルを推進する
◇包装紙や紙箱、名刺大以上の大きさの紙は資源回収に出す
◇市民におけるリサイクルネットワークを構築する

(3) 適正なごみの収集・処理

◇ごみの分別を徹底する
◇ごみ集積場所の適正な管理を行う

事業者

(1) ごみ減量化の推進

◇事業系ごみの発生･排出抑制に心がける
◇簡易包装の取り組みやマイグッズ運動（マイバッグ、マイボトル、マイカップ、マイ箸など）を推進する
◇事業系ごみの削減とリサイクル活動を推進する
◇事業系生ごみ処理機器を導入する
◇印刷配布物の削減や必要数の配布を行うとともに、電子化によるペーパーレス化と文書の共有化を行う
◇ごみにならない製品やリユース・リサイクルできる製品の開発･販売を行う
◇販売した製品が使用されなくなったとき回収・再利用する
◇ハーフサイズなど食べ残しがないようなメニューを提供する

(2) 資源の再使用・再資源化の推進

◇管路工事等で出る建設副産物を再資源化する
◇地域の集団回収活動に協力する
◇拡大生産者責任の観点から、自主的なリサイクルルートを確立するとともに、事業者自らが店頭回収を推進し、ごみの資源化を図る
◇マンション･アパート管理者による住人への分別指導を実施する

(3) 適正なごみの収集・処理

◇排出者の処理責任を自覚する
◇ごみの分別を徹底する
◇有害物質への対応やエネルギーの効率的利用など、ごみ処理における環境配慮を徹底する
◇事業者におけるリサイクルネットワークを構築する
◇ごみ処理技術の情報収集を行う

4-4-5 環境美化・不法投棄

▶環境課題

漂着ごみ（牛臥海岸）

◇愛鷹山麓などを中心に不法投棄が深刻な問題となっており、日常的に不法投棄物が発生しています。このような不法投棄を未然に防ぎ、発生が確認された場合は警察署等と協力し投棄者の特定をするとともにその回収指導を行うなど、再発を防止するための対策を実施していくことが必要です。また、マナーの低下原因によるごみのポイ捨ても見られることから、市内一斉清掃の実施の他、市民などに対する啓蒙の継続が求められています。

◇本市は河川の下流域や海岸部に当たることから、河川の上流や沿岸からたくさんの漂着ごみが流れ着き、大きな問題となっています。解決には市のみならず、国や県、流域周辺の自治体と連携した漂着ごみ対策を図っていくことが必要です。

▶数値目標

個別指標	基準値(H21)	実績値(H26)	目標値(H32)
◇ 一般廃棄物不法投棄件数	223 件	278 件	240 件
◇ 不法投棄回収量	34.99t	27.0t	25.0t
◇ 市内一斉クリーン週間における参加事業所数	141 社	169 社	190 社

▶取り組みの方向と取り組み内容

(1) 不法投棄・ポイ捨ての未然防止と回収

①不法投棄への対策

◇関係部署の連携やステーションパトロールを実施することにより、不法投棄を防止する
◇愛鷹山麓や沿岸部での不法投棄防止に向けた地域活動を支援する
◇不法投棄防止のための防止看板や防止柵ネットの設置支援を行う

②ポイ捨てやマナー向上への対策

◇地域の行事等の機会を利用して、ポイ捨て防止の啓発を行う
◇自治会等の清掃活動を支援し、市内一斉清掃を実施するとともに、清掃活動への参加方法を周知する
◇ペットの飼い方などのマナー向上に関する啓発を行う
◇中心市街地における路上喫煙の禁止を検討する

(2) 漂着ごみ対策

①海岸・河川の清掃

◇海岸の定期清掃や漂着物等の清掃・処理を行う
◇河川の清掃や浚渫を行う

②漂着ごみの削減に向けた支援や組織づくり

◇海岸愛護団体や河川愛護団体をはじめ、自治会や学校、事業者などによるボランティア活動を支援する

◇上流からのごみについて流域市町との協議や協力のネットワークづくりを行う

事例

市民・事業者に期待される取り組み

市民	事業者
(1)不法投棄・ポイ捨ての未然防止と回収 ◇自治会等の清掃活動や市内一斉清掃へ参加する ◇ごみ集積場所の管理を徹底する ◇不法投棄防止に向けた活動に協力する ◇ポイ捨てをしない ◇ペットを飼う際のマナーを守る ◇歩きたばこをしない	**(1)不法投棄・ポイ捨ての未然防止と回収** ◇事業所周辺の清掃を実施する ◇従業員などを対象としたポイ捨て禁止教育を行う ◇自治会等の清掃活動に協力する ◇市内一斉クリーン週間に参加する
(2)漂着ごみ対策 ◇海岸の定期清掃や漂着物等の清掃・処理を行う ◇河川の清掃活動に参加する ◇海岸愛護団体や河川愛護団体、自治会、学校、事業者などのボランティア活動に参加する	**(2)漂着ごみ対策** ◇海岸の定期清掃や漂着物等の清掃・処理を行う ◇河川の清掃活動に参加する ◇海岸愛護団体や河川愛護団体、自治会、学校、事業者などのボランティア活動に参加する

4-5　子どもも大人もみんなで　地球環境を守るまち

4-5-1　地球温暖化・エネルギー・オゾン層の破壊

▶環境課題

ハイブリッド街路灯

◇日常生活や事業活動を通じた電化製品・自動車などの使用は、エネルギー使用量の増加を招き、資源の枯渇や地球温暖化などの問題を引き起こします。温室効果ガス排出量について、京都議定書の約束期間を終え、新たな削減目標を決める動きの中で、日本は 2020 年までの暫定目標として、2005 年比で 3.8%削減を掲げています。地球温暖化は本市の貴重な自然資源である砂浜や、特産物でもあるみかん栽培に大きな影響を与えることが懸念されています。そのため、市全体の総合的な地球温暖化対策の推進を図ることが必要です。

◇市内全域の温室効果ガス排出量は、1990 年度と比べて 1.6%減少していますが、民生・家庭部門は 72.7%も増加しています。それ以外にも民生・業務、運輸部門は増加しています。そのため、家庭や事業所、交通などの分野における省エネルギーの推進を図る必要があります。

◇市有施設などを中心に太陽光発電や風力・太陽光発電（ハイブリッド発電）など、新エネルギーの導入促進が進められていますが、今後は家庭や事業所への普及促進が必要です。

◇エネルギー使用の削減のほか、森林などの CO_2 吸収源対策や、緑化等による地表面被覆の改善などが必要です。

◇南極上空のオゾンホールが拡大しているなど、オゾン層の破壊の問題は現在も深刻であることから、オゾン層破壊物質の回収や意識啓発を図っていくことが必要です。

▶数値目標

個別指標	基準値(H21)	実績値(H26)	目標値(H32)
◇ 市全域からの温室効果ガス排出量	1,633.0 千 t-CO_2(H19※)	1612.2 千 t-CO_2（H24※）	1543.1 千 t-CO_2（H30※）
◇ 民生家庭部門における１世帯当たりの電力消費量	5419.3kwh （H19※）	5098.8kwh （H24※）	4800.4kwh （H30※）
◇ 市内太陽光発電システム設置件数	1,427 件（H22）	3,792 件	6,350 件
◇ ｱｰｽ・ｷｯｽﾞ事業への参加校／参加者数	12 校／764 人	16 校／954 人	24 校／1,600 人

※調査年度の都合上、2 カ年前の数値表記となります

▶取り組みの方向と取り組み内容

(1) 総合的な地球温暖化対策の推進

①条例・計画に基づく地球温暖化対策

◇沼津市地球温暖化対策実行計画に基づき、市内全域の地球温暖化対策を計画的に推進する

◇静岡県地球温暖化防止条例等に基づく省エネ性能の高い建築物及び開発地の形成を誘導する

②地球温暖化防止のための組織づくり

◇省エネ推進ネットワークぬまづ（地球温暖化対策地域協議会）を運営する

◇地球温暖化防止活動推進員の人数を増やし、活動の活性化を図る

(2) 省エネルギーの推進・新エネルギーの導入

①省エネルギー・新エネルギー設備の導入促進

◇ESCO 事業や BEMS の導入など、省エネルギー・新エネルギー技術の導入や建物の総合的な省エネ化を促進する
◇公共施設への新エネルギー及び省エネルギー機器の導入を行う
◇公用車更新時に電気自動車やハイブリッドカー、低燃費・低排出ガスなどの低公害車を導入するとともに、市民・事業者に対して普及促進を図る
◇太陽光発電システムや省エネルギー機器等の設置費に対する補助を行う
◇税制・諸制度に関する情報提供により、市民・事業者への省エネ設備等の普及を図る

②省エネルギー活動の実践

◇市職員による省エネ実践行動（クールビズ・ウォームビズや OA 機器の電源管理の徹底、マイカー通勤の自粛、公用車から自転車・徒歩等への利用転換）を率先して行うとともに、市民・事業者にも普及啓発を行う
◇各種イベント開催時の自動車使用自粛、自転車・徒歩による参加を促進する
◇小中学校において省エネ活動を実践する
◇ぬまづエココツアクション（家庭における環境配慮行動の実践）事業やアース・キッズ事業等により、家庭や子どもに省エネルギーの啓発を行い、省エネ実践行動に取り組む新たな担い手を育成する

(3) 緑化等による二酸化炭素の吸収

①森林管理による二酸化炭素の吸収

◇人工林の効率的な伐採・間伐を促進する
◇市有林の間伐材を市場へ搬出し、有効活用する
◇広葉樹への転換、複層林施業、長伐期施業を促進する
◇公共施設の建設時に木材の利用を推進する

②都市部の緑化による二酸化炭素の吸収

◇ぬまづの森整備事業を推進する
◇公共施設の屋上緑化や壁面緑化を行うとともに、補助制度の活用を前提とした関係部署への働きかけや調整を行う
◇開発許可申請時にマンションの屋上・壁面緑化の指導を実施する
◇セットバックによる緑化スペースの創出や壁面緑化を行う
◇温度の上昇を抑制する遮熱塗装の普及促進を行う
◇家庭や事業所のほか自治会や学校、保育所における緑のカーテンを普及させる

緑のカーテン

(4)オゾン層破壊物質の回収

①フロンガスの適正な処理

◇不法投棄された冷凍・冷蔵庫などからのフロンガスを回収するとともに、正規のルートに処理を委任する

②オゾン層破壊についての啓発

◇資料や映像などによりオゾン層の破壊についての啓発を行う

事例

市民・事業者に期待される取り組み

市民	事業者
(1)総合的な地球温暖化対策の推進 ◇沼津市地球温暖化対策実行計画の策定に関心を持ち、同計画に示される市民の取り組みを実践する	**(1)総合的な地球温暖化対策の推進** ◇沼津市地球温暖化対策実行計画の事業者の取り組みを実践する ◇ISO14001 やエコアクション 21 などの認証を取得し活用する
(2)省エネルギーの推進・新エネルギーの導入 ◇省エネ行動を実践する ◇自家用車から自転車･徒歩等へと利用転換するとともに、各種イベント開催時の自動車使用自粛、自転車・徒歩による参加を心がける ◇新車購入時に低公害車を選択する ◇アース･キッズ事業に参加し、家庭での省エネ行動に取り組む ◇太陽光などの再生可能エネルギー機器や LED 照明など、家庭での省エネルギー・新エネルギー設備の導入を行う	**(2)省エネルギーの推進・新エネルギーの導入** ◇社員による省エネ実践行動を促進する ◇社有車更新時に低公害車を導入する ◇事業所内の省エネ行動に取り組む ◇製造者として地球温暖化防止に配慮した製品の開発に努める ◇太陽光などの再生可能エネルギー利用機器や LED 照明、BEMS の導入など、事業所での省エネルギー･新エネルギー設備の導入を行う ◇屋外の照明などは点灯時間の短縮や照明の強さに配慮する。
(3)緑化等による二酸化炭素の吸収 ◇緑化スペースの創出や壁面緑化を行う ◇家屋に温度の上昇を抑制する遮熱塗装を施工する ◇緑のカーテンづくりを行う	**(3)緑化等による二酸化炭素の吸収** ◇緑化スペースの創出（マンション・ビル空地の緑化や緑地帯の設置）や壁面緑化への協力を行う ◇緑のカーテンづくりを行う
(4)オゾン層破壊物質の回収 ◇フロンガスを使用している製品の適切な処理を行う ◇オゾン層破壊についての知識を深める	**(4)オゾン層破壊物質の回収** ◇フロンガスを使用している製品の適切な処理を行う

4-5-2 ライフスタイル

▶環境課題

◇市では「グリーン購入に係る基本方針」を制定して、グリーン購入の推進を図っていますが、今後は市全体にグリーン購入を普及していく必要があります。

◇もったいない運動やマイグッズ運動（マイバッグ、マイボトル、マイカップ、マイ箸）など、環境配慮行動は全国的な広がりを見せています。このような取り組みを通じて、私たちのライフスタイルを見直していく必要があります。また、地域エコリーダーによる市民意識の醸成も期待されます。

マイグッズ

▶数値目標

個別指標	基準値（H21）	実績値（H26）	目標値（H32）
◇ 庁内でのグリーン購入実践率	95.3%	96.01%	100.0%
◇ 市民アンケートで「積極的に省エネ活動を行っている」市民の割合	12.7%（H22）	21.2%	30.0%

▶取り組みの方向と取り組み内容

(1) グリーン購入の推進

◇グリーン調達ガイドラインに基づき、再生紙やグリーンマーク、省エネマークのついた製品の購入を行うなど、庁内のグリーン購入の推進を図るとともに、市民や事業者への周知・啓発を行う

◇省エネ効率の高い製品への買い換え（エアコン、給湯器）や詰め替え商品など、省資源の製品の利用を市全体に普及促進する

(2) 環境配慮行動の実施

◇もったいない運動を実施するなど、地球にやさしい消費行動の啓発を行う

◇マイグッズ運動（マイバッグ、マイボトル、マイカップ、マイ箸）を推進する

◇地域エコリーダーによる市民意識の醸成を図る

◇ぬまづエココツアクション事業などにより、家庭における環境配慮行動の啓発を行う

事例

市民・事業者に期待される取り組み

市民

(1) グリーン購入の推進

◇省エネ効率の高い製品への買い換え（エアコン、給湯器）や詰め替え商品など、省資源の製品を利用する

(2) 環境配慮行動の実施

◇もったいない運動に参加する

◇マイグッズ運動に参加する

◇エコリーダーに協力する

事業者

(1) グリーン購入の推進

◇省エネ効率の高い製品への買い換え（エアコン、給湯器）や詰め替え商品など、省資源の製品を利用する

(2) 環境配慮行動の実施

◇もったいない運動に参加する

◇マイグッズ運動に参加する

4-6 環境と共生する知恵や工夫を楽しむ　人づくりのまち

4-6-1 環境教育

▶環境課題

◇市では学校等の授業や出前講座、アース・キッズ事業、自然観察会などによる環境教育・環境学習を推進しています。今後はあらゆる場所、あらゆる発育段階における環境教育を実施していくため、教育機関、行政、地域などによる環境教育を総合的に推進していく必要があります。

夏休みエコ教室

▶数値目標

個別指標	基準値(H21)	実績値(H26)	目標値(H32)
◇ 出前講座などの環境教育活動の回数	29 回	32 回	50 回
◇ ｱｰｽ・ｷｯｽﾞ事業への参加校／参加者数	12 校／764 人	16 校／954 人	24 校／1,600 人

▶取り組みの方向と取り組み内容

(1) 教育機関による環境教育

①幼児を対象とした環境教育

◇保育園・幼稚園の園児や保護者等への環境教育を行う

②小中学生を対象とした環境教育

◇市立小中学校での環境教育を推進する
◇小中学校の省エネ活動を実践する

③専門学校生・成人を対象とした環境教育

◇看護専門学生を対象にした環境教育を実施する
◇市民大学・高齢者学級を対象に環境学習テーマを織り込む

(2) 行政や地域による環境教育

◇環境に関する出前講座を実施する
◇ぬまづエココツアクション（家庭における環境配慮行動の実践）事業やアース・キッズ事業等により、家庭や子どもに省エネルギーの啓発を行い、省エネ実践行動に取り組む新たな担い手を育成する
◇ぬまづ環境市民大学を実施する
◇自然観察会やフィールドワークを開催する
◇高校生を対象とした講座や、地域の子どもから高齢者を対象とした座談会、沼津の環境史学習会などの環境学習会を開催する
◇環境教育プログラムを作成する
◇緑に関する講座や地域の自然観察会を開催する
◇森林体験教育を行う
◇食育についての環境教育を実施する
◇花いっぱい週間や緑を活かしたイベント・キャンペーン活動、緑の取り組みに関わる技術的

リーダーの育成としくみづくりを行う
◇「お話フェスティバル」などのイベント開催時に環境保全意識の普及を図る
◇市職員への環境マネジメントシステムに基づく研修を行う
◇施設見学者への環境保全意識の普及を行う
◇学校やNPO、地域などと連携した自然体験学習を推進する
◇「こどもエコクラブ」について周知を図り、登録クラブの活動を支援する

事例

市民・事業者に期待される取り組み

市民	事業者
(1)教育機関による環境教育 ◇保育園、幼稚園、小中学校、専門学校、大学、家庭などのあらゆる場所において自発的に環境について学ぶ	**(1)教育機関による環境教育** ◇保育園、幼稚園、小中学校、専門学校、大学、家庭などのあらゆる場所における環境教育に、講師の派遣や事業所施設などの開放などにより協力する
(2)行政や地域による環境教育 ◇環境に関する出前講座を受講する ◇アース・キッズ事業に参加し、家庭での省エネ行動に取り組む ◇ぬまづエココツアクションなどのツールの活用や各種イベントに参加する ◇自然観察会やフィールドワークや森林体験教育に参加する ◇食育についての環境教育に参加する	**(2)行政や地域による環境教育** ◇環境に関する出前講座を受講する ◇事業所内の省エネ行動に取り組む ◇ISO14001やエコアクション21などの認証を取得し、活用する ◇社員へのEMS基本研修・技能研修を行う ◇環境関連イベントを開催するもしくは開催に協力する

コラム

いつでも・どこでも・だれでも環境教育

国では、平成15年の「環境保全活動・環境教育推進法」の施行や平成18年の教育基本法の改正に伴い、「21世紀環境立国戦略（平成19年度閣議決定）」において「21世紀環境教育プラン～いつでも(Anytime)、どこでも(Anywhere)、誰でも(Anyone)　環境教育AAAプラン」を重要施策として位置付け、家庭・地域・学校・企業等における生涯にわたる質の高い環境教育・環境学習の機会の多様化を図っています。

環境教育のねらいは、持続可能な社会づくりに貢献する人材の育成です。持続可能な社会は、環境だけでなく、社会的公正や経済など幅広い領域と関係することから「持続可能な開発のための教育（ESD)」と捉え、多分野の教育を結びつけて取り組む必要があります。

市では、NPO法人アースライフネットワークと協働し、小学校高学年を対象とした地球温暖化対策を学ぶ環境教育プログラム「アース・キッズ事業（開始当初の名称は「KIDs ISO14001プログラム」)」を平成15年度の浮島小学校での実施を皮切りに、継続・拡大してきています。ほかにも、子どものみならず、生涯学習のメニューとして「ぬまづ環境市民大学」や様々な環境教育が実施されているほか、「ぬまづエココツアクション」として、家庭で取り組める省エネメニューを提示し、環境配慮の普及を図っています。

4-6-2 環境保全活動

▶環境課題

◇自治会や NPO、事業者などによる自発的な環境保全活動が市内各地域で行われています。このような環境保全活動を今後も拡大していくため、環境保全活動への資金的支援、物的支援、技術的支援を行うことが必要です。また、環境保全団体の団体間のつながり、協働の支援を行うと同時に、活動の公募や情報提供を実施していく必要があります。

海岸清掃

▶数値目標

個別指標	基準値(H21)	目標値(H26)	目標値(H32)
◇ 市内一斉クリーン週間参加事業所数	141 社	169 社	190 社

▶取り組みの方向と取り組み内容

(1) 資金的・物的・技術的な支援

◇環境保全活動の活動財源の確保や活動場所などの提供に努める
◇市内一斉清掃を実施するとともに、清掃活動への参加方法を周知する
◇ぬまづまちピカ応援隊制度、住みよい沼津をつくる市民運動実践活動、市民エコプロジェクト支援制度などの各制度により、海岸愛護団体や河川愛護団体をはじめ、自治会や学校、事業者などによるボランティア活動を支援する
◇講座開設や環境教育研修を実施するなど、環境保全活動の支援やコーディネートをする
◇関係団体等の活動における環境配慮を徹底する
◇市民や団体の樹林地保全活動等に対する支援を行う

(2) 協働の支援と情報提供

◇環境保全活動の情報公開、活動評価の実施、担い手を募集する
◇自治会や NPO、事業者などの環境保全活動を PR する

事例

市民・事業者に期待される取り組み

市民

(1) 資金的・物的・技術的な支援
◇地域の環境保全活動に参加する
◇ぬまづまちピカ応援隊制度や住みよい沼津を作る市民運動実践活動、市民エコプロジェクト支援制度などの各制度を活用する

(2) 協働の支援と情報提供
◇市民や団体の樹林地保全活動、市の環境保全活動の担い手募集に応募する
◇環境保全活動の情報発信を行う

事業者

(1) 資金的・物的・技術的な支援
◇企業の CSR 活動の一環として環境保全活動を行う

(2) 協働の支援と情報提供
◇樹林地保全活動等に参加する
◇社会的責任の重要性や環境の話題を社内に提供し、環境意識の向上を図る

4-6-3 環境情報

▶環境課題

◇冊子「市民生活と環境」や市のホームページ、広報紙などを通じた環境情報の提供を行っていますが、更なる情報内容の収集・作成、あらゆるメディアの活用を行うことにより、環境情報を充実させることが必要です。

冊子「市民生活と環境」

▶数値目標

個別指標	基準値(H21)	実績値(H26)	目標値(H32)
◇ ホームページ環境政策課トップページへのアクセス数（累計）	6,500 回	18,709 回	38,000 回

▶取り組みの方向と取り組み内容

(1) 情報の収集・作成

◇「市民生活と環境」を発行する
◇地域別の環境資源や環境課題の情報を提供する
◇環境保全の税制・補助金・諸制度に関する情報を提供する
◇地域別の環境資源や環境課題の情報を収集する
◇市民・事業者の環境関連活動に関する情報を収集する
◇エコリーダーによる地域エコ活動事例の収集を行う
◇ぬまづエコ活動コンテストや市民エコプロジェクト支援事業においてエコ活動の事例を収集し発信する
◇環境基本計画の進捗状況をまとめた年次報告書を発行する

(2) あらゆるメディアの活用

◇広報紙に環境に関わる記事を掲載する
◇ホームページや携帯電話メール、フェイスブックなどの SNS などを活用し環境情報を提供する
◇地上デジタル放送、有線放送、地域コミュニティ FM（FM ぬまづの活用）などを活用した環境情報の提供を行う
◇環境情報コーナーの設置を検討する

事 例

市民・事業者に期待される取り組み

市民

(1) 情報の収集・作成
◇環境資源や環境課題など、情報内容の作成に協力する
(2) あらゆるメディアの活用
◇「市民生活と環境」、広報紙、ホームページなどに目を通し、環境情報を収集・活用する

事業者

(1) 情報の収集・作成
◇環境保全の税制・補助金・諸制度に関する情報を活用する
(2) あらゆるメディアの活用
◇環境報告書の発行などにより、事業活動における環境配慮について情報公開する

4-6-4 環境マネジメント・協働による計画推進

▶環境課題

◇本市では平成 24 年度より市独自に沼津市環境マネジメントシステムを運用し、環境活動を推進していますが、事業所などにもそれぞれ体系的な環境活動を進めていただく必要があります。

◇多岐に渡る環境課題を解決するために本計画は策定されていますが、目標の実現に向けては、行政だけではなく、市民、事業者、地域組織、民間団体、NPO など、さまざまな主体の協働による取り組み推進が必要です。

▶数値目標

個別指標	基準値(H21)	実績値(H26)	目標値(H32)
◇ エコアクション 21 新規認証取得事業所数（累計）	9 社（H23）	17 社	35 社

▶取り組みの方向と取り組み内容

(1) 環境マネジメントシステムの普及・活用

◇沼津市環境マネジメントシステムを運用する

◇エコアクション 21 取得講習会などにより、ISO14001 やエコアクション 21 の認証取得やその活用を支援する

(2) 協働による計画推進

◇市民・事業者・NPO 等の代表者等により組織する環境基本計画推進委員会を中心に、重点プロジェクトの推進を図る

◇地域エコリーダーを活用し、地域エコ活動の推進及び啓発、エコ活動推進者の育成及び指導、地域住民に対する省エネの普及啓発などを図る

◇環境保全団体の支援・育成を行うとともに、協働による取り組みの仕組みづくりを行う

コラム

沼津市環境マネジメントシステム

本市では、理論より実践が重要であるとの認識のもと、まず市役所が率先して「できる限り環境に負荷をかけない仕事のやり方」を実行するため、平成 11 年度に ISO14001 に基づく環境マネジメントシステムを導入し、平成 12 年 2 月に認証を取得し、運用してきました。運用の中で得たノウハウを活かした市独自の環境マネジメントシステムに切り替えるため、平成 24 年 2 月に認証を返上し、平成 24 年度より新システムの運用を開始しています。このシステムでは、市長の定める環境方針のもと、市の事務事業に伴う環境影響を将来にわたり継続的に改善するために、環境目的・目標を定め、環境保全活動に取り組んでいます。

事例

市民・事業者に期待される取り組み

市民	事業者
(1) 環境ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑの普及・活用 ◇環境マネジメントシステムについて理解し、市や各事業者などが公表する報告書等を監視する **(2) 協働による計画推進** ◇環境基本計画推進委員会に参加する ◇地域エコリーダーとして活躍する ◇地域エコリーダーの活動に協力する ◇市民エコプロジェクトやぬまづエココツアクションなどを利用し、自らが取り組める活動を実践する ◇本計画書に記載されている、期待される取り組みなどを実践する	**(1) 環境ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑの普及・活用** ◇ISO14001 やエコアクション 21 などの認証を取得し、活用する **(2) 協働による計画推進** ◇環境基本計画推進委員会に参加する ◇本計画書に記載されている、期待される取り組みなどを実践する

コラム

沼津市環境市民会議・見直しワークショップ

本市を持続可能な社会に近づけていくためには、計画策定後の計画推進こそ重要であり、行政だけではなく多くの市民の積極的な行動と協力が不可欠です。そのため、本計画では策定の段階から「沼津市環境市民会議（策定委員会・ワーキング部会）」（48 人）を中心に計画の担い手の育成と相互の協力関係づくりを目指しました。

また今回の見直しに当たっても、地域エコリーダーや環境保全団体に携わる方々によるワークショップを実施し、今後の市民協働重点プロジェクトについて話し合いました。

●**策定委員会**：主に計画策定の場と位置付け、ワーキング部会や庁内検討会で検討された取り組みや重点プロジェクト、計画の目標、計画推進システムなどについて議論を重ね、計画案を検討しました。

●**ワーキング部会**：主に重点プロジェクトの検討・実践の場として位置付け、自らの独自取材による「ぬまづ環境リポート」の実施や市内環境調査、ワークショップ、先進事例調査、会議の自主開催、ブログによる意見交換などを通して、市民提案による重点プロジェクトの作成を行いました。

●**中間見直しワークショップ**：計画策定後の重点プロジェクトの進捗状況を踏まえ、担い手の実態に合わせた今後の取り組み内容について議論し、新たなプロジェクトを構成しました。

策定委員会

ワーキング部会

中間見直しﾜｰｸｼｮｯﾌﾟ

コラム

ぬまづ環境マップ
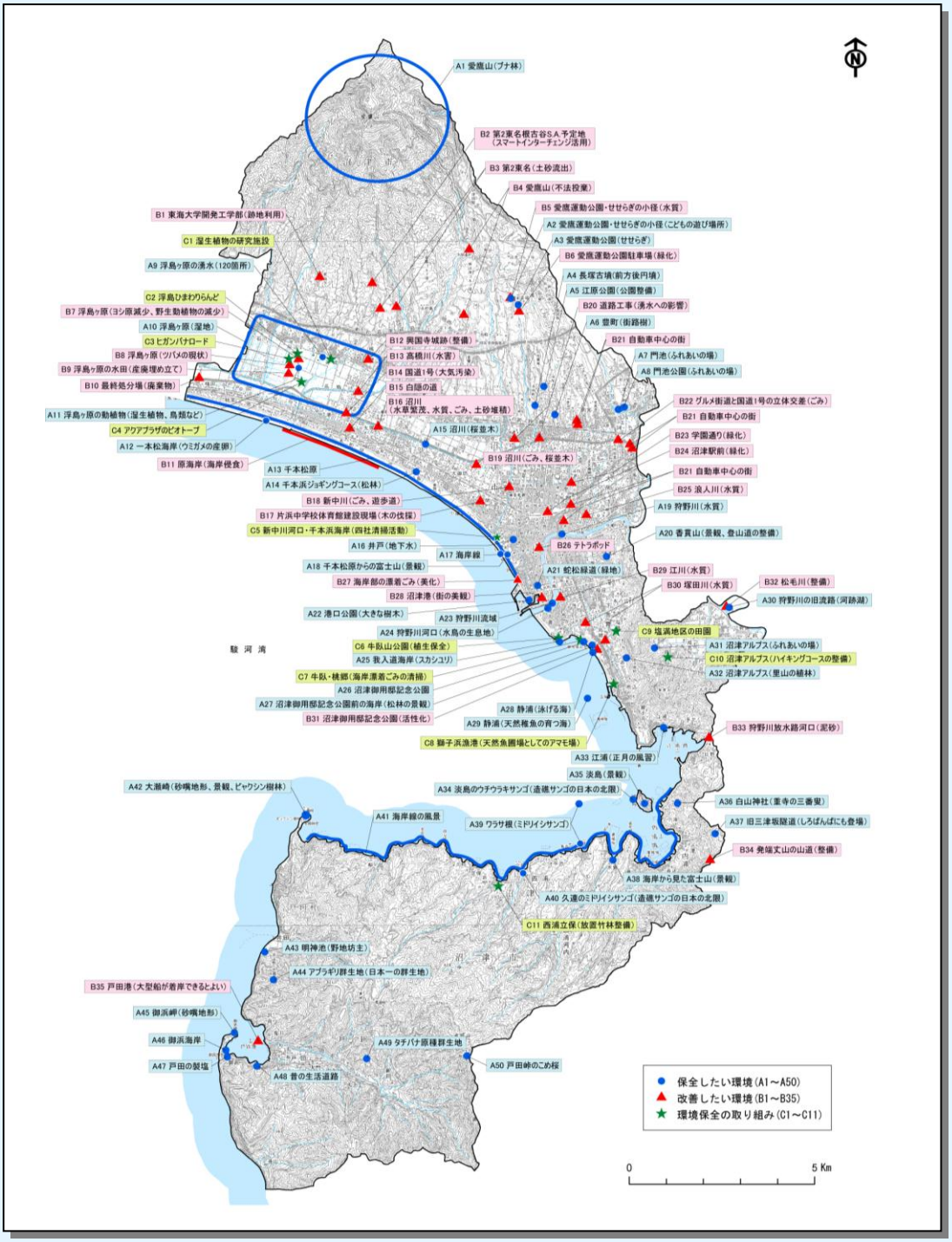
本計画を策定するに当たり、まずは市民の皆さんの目線から沼津市の環境（保全したい環境、改善したい環境、環境保全の取り組み実施場所　など）を調べていただき、沼津市の環境の現状と課題について共通認識を持ちました。具体的には、沼津市環境市民会議の皆さんの独自取材による「ぬまづ環境リポート」、第２回ワーキング部会での環境マップづくり、第３回ワーキング部会での「市内環境調査」などの結果をとりまとめて、「ぬまづ環境マップ」を作成しました。